

半田市地域子育て支援拠点事業に関する委託業務仕様書

半田市地域子育て支援拠点事業（以下、「事業」という。）に関する業務委託の受託者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 目的

この仕様書は、受託者が行う事業の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 業務場所

半田市花園町四丁目5番地の5
青山児童センター内

3 事業の内容

（1）事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において乳幼児親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

（2）事業の対象者

市内在住の主として概ね3歳未満の乳幼児とその保護者（以下、「乳幼児親子」という。）

（3）事業の内容

児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業として、乳幼児親子が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業として、次の①～⑤の取組を実施すること。

①乳幼児親子の交流の場の提供と交流の促進

- ・乳幼児親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や親子間の交流を深める取組等の地域支援活動を実施すること。
- ・利用者数の把握をするための統計を行うこと。

②子育て等に関する相談、援助の実施

- ・子育てに不安や悩みなどを持っている親子に対する相談、援助を実施すること。
- ・相談内容等は記録し、相談件数・内容等の統計を行うこと。
- ・関係機関との連携を図ること。

③地域の子育て関連情報の提供

- ・親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報を紙媒体等にて提供すること。なお、提供する情報は半田市に提出すること。
- ・半田市の利用者支援専門員の情報等の提供に関して連携協力を図ること。

④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

- ・乳幼児親子に対して、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施すること。なお、乳幼児対象の活動を週1回以上実施すること。

⑤地域支援

- ・地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等との連携の構築を図ること。

(4) 事業の実施場所

- ①実施場所は、複数の場所で実施するのではなく、親子が集う場所として適した場所に、拠点となる場所を定め、常設の地域子育て支援拠点を開設すること。概ね10組の乳幼児親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。
- ②実施場所には、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を用意すること。
- ③利用者のための駐車場を確保すること。

(5) 実施方法

原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(6) 配置職員

- ①開設時間中は、常時、乳幼児親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること（非常勤の職員でも可）。なお、専任の者は、愛知県が主催する子育て支援員研修の地域子育て支援コース地域子育て支援拠点事業を履修した者であること。ただし、新規に雇用した者は、直近の子育て支援員研修を履修すること。
- ②受託者は、事業の円滑な推進のため①以外に職員を配置することができる。
- ③同一敷地内等で他の事業を複合的に行う場合は、地域子育て支援拠点事業実施施設で乳幼児とその保護者に対応する職員については、他の施設の職員を兼ねることができない。
- ④利用する子どもの日々の状況を的確に把握するとともに、保護者との交流を図り、保護者と保育従事者とで日々の利用状況の様子を適切に伝え合える体制を整えること。

(7) 利用者の費用負担

事業の利用料は、無料とする。ただし、講習会の材料費等利用者において負担することが適当と認められる最低限の実費については、徴収することができる。なお、当該収入は、実施団体の収入とするが、金額や徴収内容については、半田市との協議が必要なものとする。

(8) 費用負担について

事業の実施に必要な人件費、需用費、役務費等の通常事業を実施するため必要となる経費は本事業の委託料に含まれるものとし、受託者負担とする。その他、実施場所の事業運営に関するすべての経費は受託者において負担するものとする。

また、受託者の負担により、利用者の怪我等を補償する保険に加入するとともに、損害賠償保険及び傷害保険に加入すること。

(9) 事業計画書・事業報告・マニュアル等に関すること。

①事業計画書、職員配置表等の半田市が指定する書類を市が指定する日までに提出すること。

②緊急時対策及び防犯・防災対策の各種マニュアルを作成すること。

③事業報告書は、毎月終了後、翌月20日までに提出すること。

④事業報告書及び収支決算書は、翌年4月20日までに提出すること。

⑤その他、半田市が必要とする統計資料及び報告書を提出すること。

⑥地域子育て支援拠点事業の会計は、その他の事業の会計と区分すること。

ただし、上記①、③、④の提出期限が半田市役所の閉庁日である場合には、直前の開庁日を提出期限とする。

5 委託業務における基本事項

(1) 一般的事項

事業を実施するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

①公共の施設であることを念頭において、公平・公正な利用を確保すること。

②事件、事故、災害緊急時には、利用者の安全を第一とし、適切な対応を行うとともに、遅滞なく半田市に報告すること。

③必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。

④利用者からの苦情を解決する体制をとり、サービス向上に努めること。また、利用者から苦情・要望があった場合は、適切な対応を行うとともに、半田市に報告すること。

⑤利用者にとって快適な環境づくり及び事業の利用促進を目指すと共に、日常または定期的に事業の実施場所の点検等を行うことにより最良な状態を維持し、安全の確保に努めること。

⑥施設が破損した場合は、応急措置及び修繕を行うこと。また、利用者が故意に施設を破壊した場合は、修理費用を負担させ、修繕すること。

⑦利用者の所持品の紛失や盗難防止への注意を喚起すること。

⑧消火訓練及び避難訓練を少なくとも年に1回は実施すること。

⑨事業の実施にあたり、疑義のある事項については、半田市の指示・指導に従うこと。

(2) 個人情報の保護について

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第70条の規定により、委託者から提供を受けた個人情報を適切に管理するため

に、次に掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。

- ①受託者は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- ②受託者は、保有個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ③受託者は、保有する必要がなくなった保有個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。
- ④その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(3) 遵守すべき法令等

事業の実施にあたっては、本仕様書の他、次の各項目に掲げる関係法令、規則等に基づかなければならない。

- ①児童福祉法、同施行規則、厚生労働省令及び同通知ほか児童福祉関係法規
- ②地方自治法、同施行令ほか行政関係法規
- ③労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ④半田市情報公開条例（昭和61年3月31日条例第6号）及び同施行規則
- ⑤業務を遂行する上で、関連する法律等がある場合は、それらを遵守しなければならない。

(4) その他の業務に関すること。

- ①メール及びFAXの送受信ができる環境を整えること。
- ②半田市、関係機関との連絡調整を行うこと。
- ③半田市の要請する会議等に参加すること。
- ④委託期間終了にあたっての引継ぎ事務を行うこと。

6 その他

- (1) 半田市からの委託事業であることを常に念頭において、公平な実施を行うこと。
- (2) 半田市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の実地調査を行うことができる。
- (3) 半田市は、必要に応じて、受託者に施設利用者から意見や満足度等を聴取するなどモニタリングを実施させることができ、事業の改善勧告を行うものとする。
- (4) その他、本仕様書に記載のない事項については、半田市と協議を行うこと。
また、仕様書の解釈に疑義が生じた場合、半田市と受託者は誠意を持って協議するものとする。